

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No. 1

【根拠条文】 法第27条の26第2項第1号

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 モルガン・ルイス & バッキアス法律事務所 / モルガン・ルイス & バッキアス外国法事務  
弁護士事務所（外国法共同事業）弁護士 堀部 忠男

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 4 番1号丸の内ビルディング16階

【報告義務発生日】 2023年12月15日

【提出日】 2024年3月25日

【提出者及び共同保有者の  
総数（名）】 2

【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】 提出者の本店所在地変更

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人
証券コード	3471
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	外国法人
氏名又は名称	コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク (Cohen & Steers Capital Management, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 10036 ニューヨーク州、ニューヨーク、1166 アヴェ ニュー・オブ・ザ・アメリカス、30階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 10017 ニューヨーク州、ニューヨーク、280 パーク・ア ヴェニュー、10階

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	1986年7月1日
代表者氏名	フランシス C. ポリ (Francis C. Poli)
代表者役職	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼ジェネラル・カウンセル
事業内容	資産の運用

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所 / モルガン・ルイス&バッキアス 外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 堀部 忠男
電話番号	03-4578-2500

## (2)【保有目的】

顧客に代わり純投資を行うこと
----------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			29,504
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 29,504
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		29,504
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2023年12月15日現在）	V	608,000
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		4.85
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		4.99

## (4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
------

## 2 【提出者（大量保有者） / 2】

## (1) 【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	外国法人
氏名又は名称	コーヘン・アンド・スティアーズUKリミテッド （Cohen & Steers UK Limited）

住所又は本店所在地	英国 SW1Y 5JH ロンドン、50 ボールモール、7階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	2006年6月29日
代表者氏名	フランシス C. ポリ (Francis C. Poli)
代表者役職	取締役
事業内容	資産の運用

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所 / モルガン・ルイス&バッキアス 外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 堀部 忠男
電話番号	03-4578-2500

## (2) 【保有目的】

顧客に代わり純投資を行うこと
----------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	
株券又は投資証券等(株・口)				640
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H	
新株予約権付社債券(株)	B	-	I	
対象有価証券カバードワラント	C		J	
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	
対象有価証券償還社債	F		M	
他社株等転換株券	G		N	
合計(株・口)	O	P	Q	640

信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R	
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S	
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	640
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U	

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2023年12月15日現在)	V	608,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.11
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.16

## (4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
------

## 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

## 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

## 1【提出者及び共同保有者】

- (1) コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク(Cohen & Steers Capital Management, Inc.)
- (2) コーヘン・アンド・スティアーズUKリミテッド(Cohen & Steers UK Limited)

## 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

## (1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			30,144
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M

他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 30,144
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		30,144
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## (2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2023年12月15日現在)	V	608,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		4.96
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.15

## (3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク (Cohen & Steers Capital Management, Inc.)	29,504	4.85
コーヘン・アンド・スティアーズUKリミテッド (Cohen & Steers UK Limited)	640	0.11
合計	30,144	4.96